

中期財政運営方針

[平成24年度～平成27年度]



平成24年3月
Niigata City

目 次

1 はじめに	1
2 廿日市市の人口	2
3 市財政の状況	
(1) 市税収入	3
(2) 実質の地方交付税(地方交付税+臨時財政対策債)	4
(3) 人件費	4
(4) 社会保障関係費(扶助費+国民健康保険等特別会計繰出金)	5
(5) 公債費	5
(6) 投資的経費	6
(7) 財政指標	6
4 今後の財政収支見通し	
(1) 収支見通しの条件	8
(2) 推計方法	8
(3) 財政収支見通し	10
(4) 財政運営上の課題	11
5 中期財政運営方針 [平成 24 年度～平成 27 年度]	
(1) 策定の目的	12
(2) 計画期間	12
(3) 目標	12
(4) 財政構造改革の取り組み	12
(5) 改革による計画期間内の効果額	15
(6) 改革後の財政収支見通し	16
(7) 財政指標(目標)	17
(参考資料) 財政用語の解説	19

1 はじめに

本市では、国の三位一体改革（平成16～18年度）の影響により、厳しい財政状況となったことを背景に、将来にわたり持続可能な財政構造を確立するため、平成19年度に中期財政運営方針を策定し、歳入確保対策や歳出削減対策に取り組んできました。その結果、財源不足の解消や市債残高の減少、経常収支比率の改善など、財政の健全化に向け一定の成果を上げつつあります。

一方で、昨今の我が国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直してきているものの、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れやタイの洪水の影響等によっては景気が下振れするリスクが存在しているとともに、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念も残っており、先行きは不透明な状況となっています。

このような状況の中で、地方財政を取り巻く環境は今後も好転が見込めず、本市においても、人口減少や地価の継続的な下落により個人市民税や固定資産税などの税収が減少する一方、高齢化社会の進行による社会保障関係経費の増加や、老朽化する公共施設の維持管理経費の増加、さらには、平成25年度からの普通交付税の合併算定替の段階的な減少により、厳しい財政状況になることが見込まれます。

こうした中においても、第5次総合計画の都市像を実現するため、後期基本計画を着実に実行し、明日の活力を生み出す元気なまちづくりに努めていかなければなりません。

そのためには、将来にわたって安定した財政運営が必要であることから、後期基本計画期間と合わせた「中期財政運営方針」を策定しました。

内容は、これまでの財政状況を検証し、財政収支見通しを試算した上で、単なる経費の削減、縮減を主な目的とするのではなく、成果を重視した事務事業の見直し、公共施設のマネジメントの推進、職員数の最適化、市債の繰上償還、自主財源の確保などを進めることで財政構造を改革し、財政基盤を確立しようとするものです。

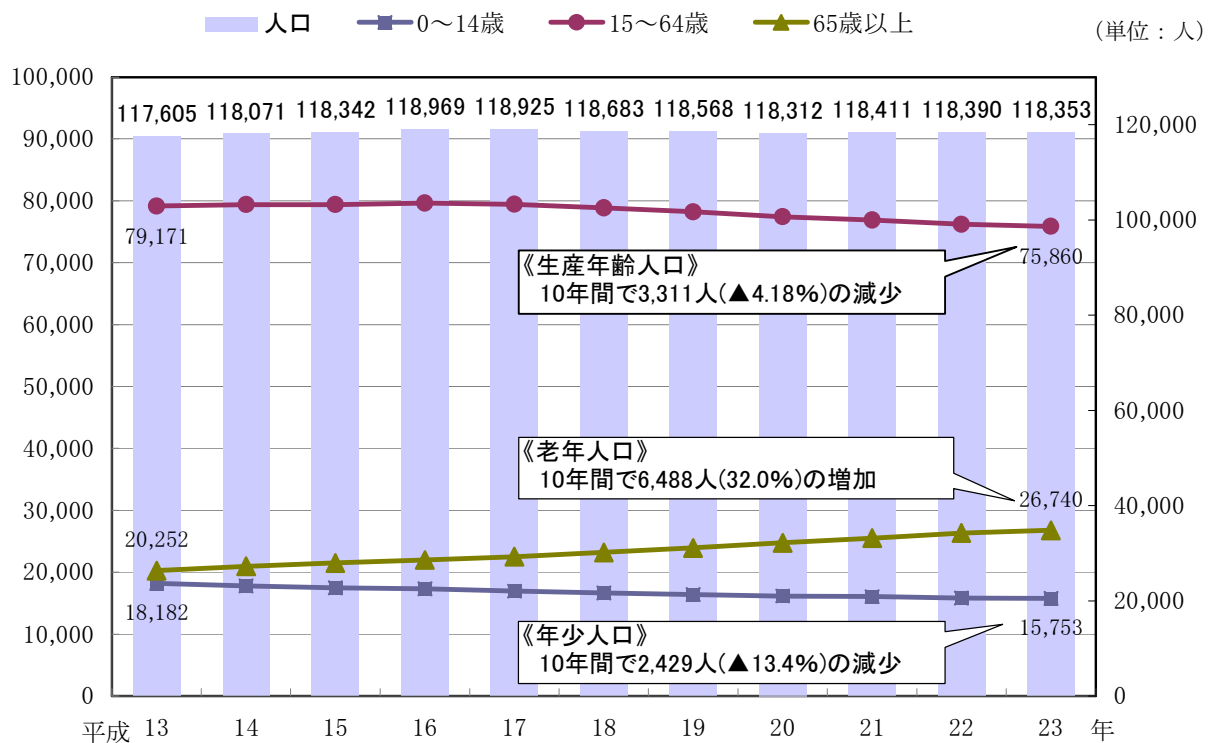
○ 対象とする会計：普通会計

一般会計、漁港管理特別会計、小規模下水道事業特別会計、工業団地下水道事業特別会計、墓地管理事業特別会計、港湾管理事業特別会計、市営住宅事業特別会計、宮島水族館事業特別会計及び廿日市駅北土地区画整理事業特別会計（公営企業分を除く。）

2 廿日市市の人口

市町村合併前の平成13年と平成23年の人口を比べてみると、10年間で人口は748人増加していますが、年齢3区分別人口を見てみると、老年人口は6,488人増加した一方で、年少人口は2,429人、生産年齢人口は3,311人減少しています。

この状況と市財政の状況を照らし合わせてみると、生産年齢人口の減少に合わせて個人市民税は減少し、老年人口の増加に合わせて社会保障関係経費は増加しており、今後もこの傾向は継続していくことが予測されます。



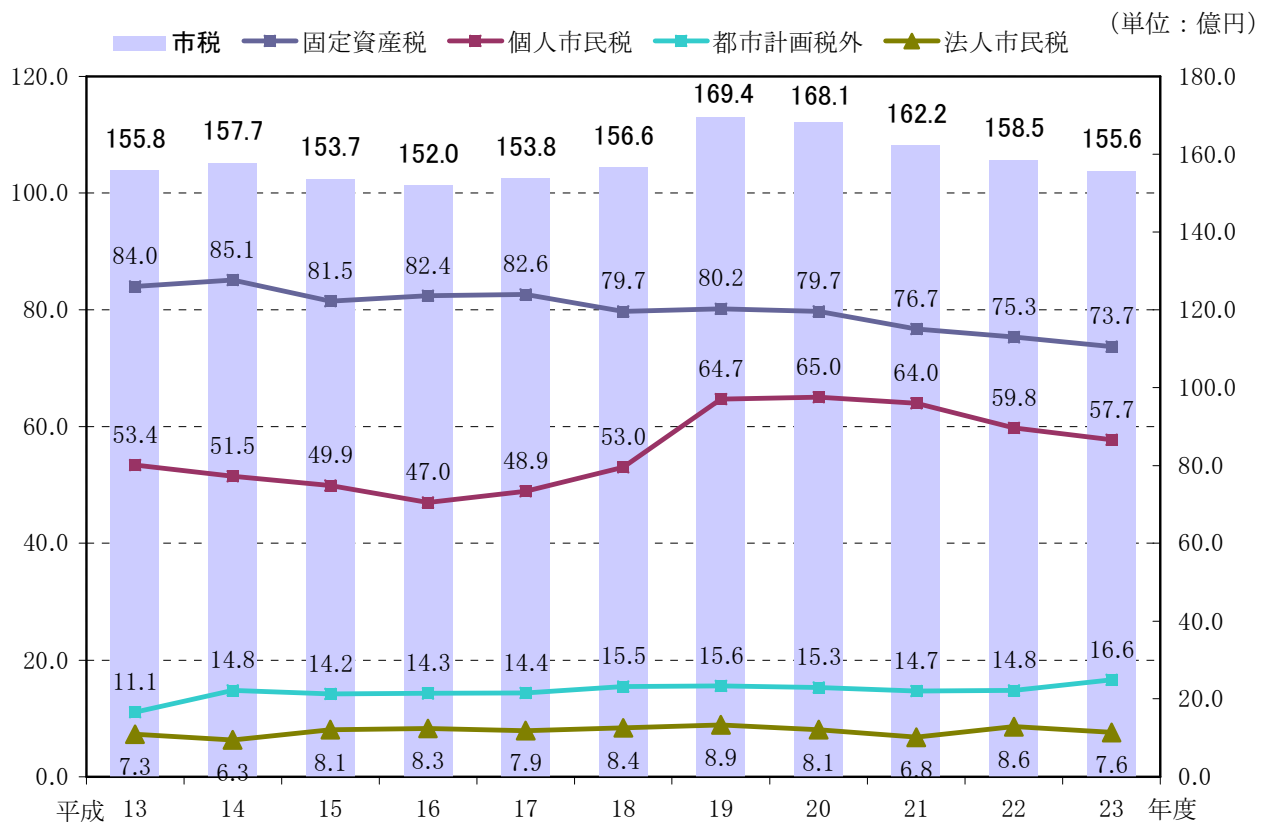
※ 人口は、毎年4月1日現在の住民基本台帳人口と外国人登録者数です。

3 市財政の状況

(1) 市税収入

市税収入全体では、10年間で0.2億円減少しています。平成19年度の増加は、国の三位一体改革による国庫補助負担金の削減分が、国税から市税に移譲されたことによるものです。平成19年度以降の市税は、年々減少しています。

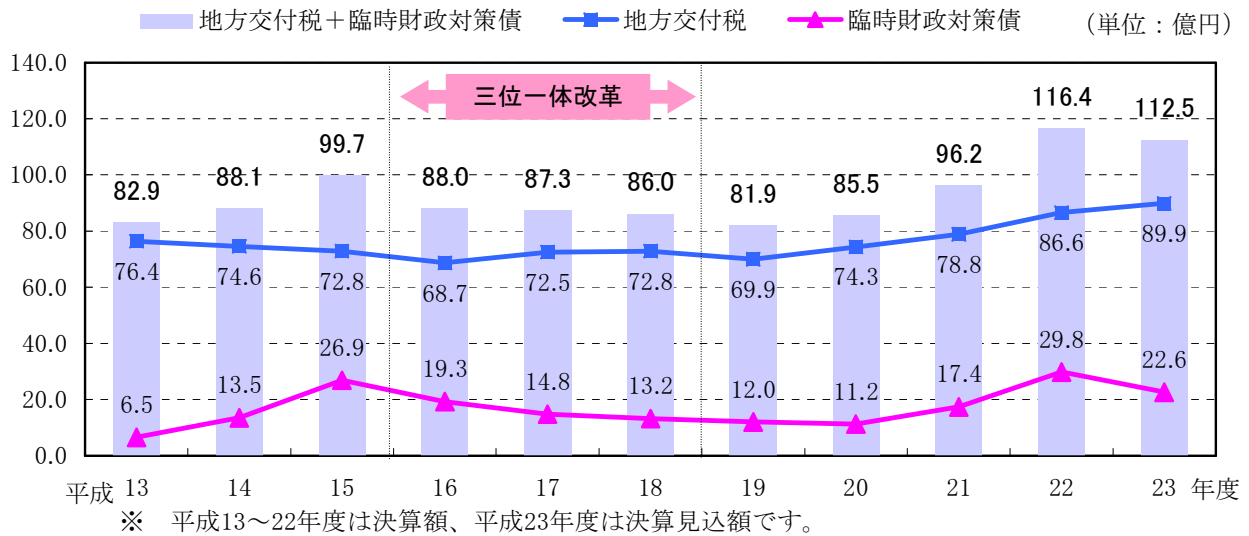
税の種類別で見ると、固定資産税は地価の下落により10年間で10.3億円減少し、個人市民税は4.3億円増加しています。また、法人市民税は横ばいで推移し、都市計画税外（軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税、入湯税）は、都市計画税の税率改定などにより10年間で5.5億円増加しています。



※ 平成13～22年度は決算額、平成23年度は決算見込額です。

(2) 実質の地方交付税(地方交付税+臨時財政対策債)

国の三位一体改革(平成16~18年度)により実質の地方交付税は引き下げられましたが、国の地方財政対策により回復してきています。



(3) 人件費

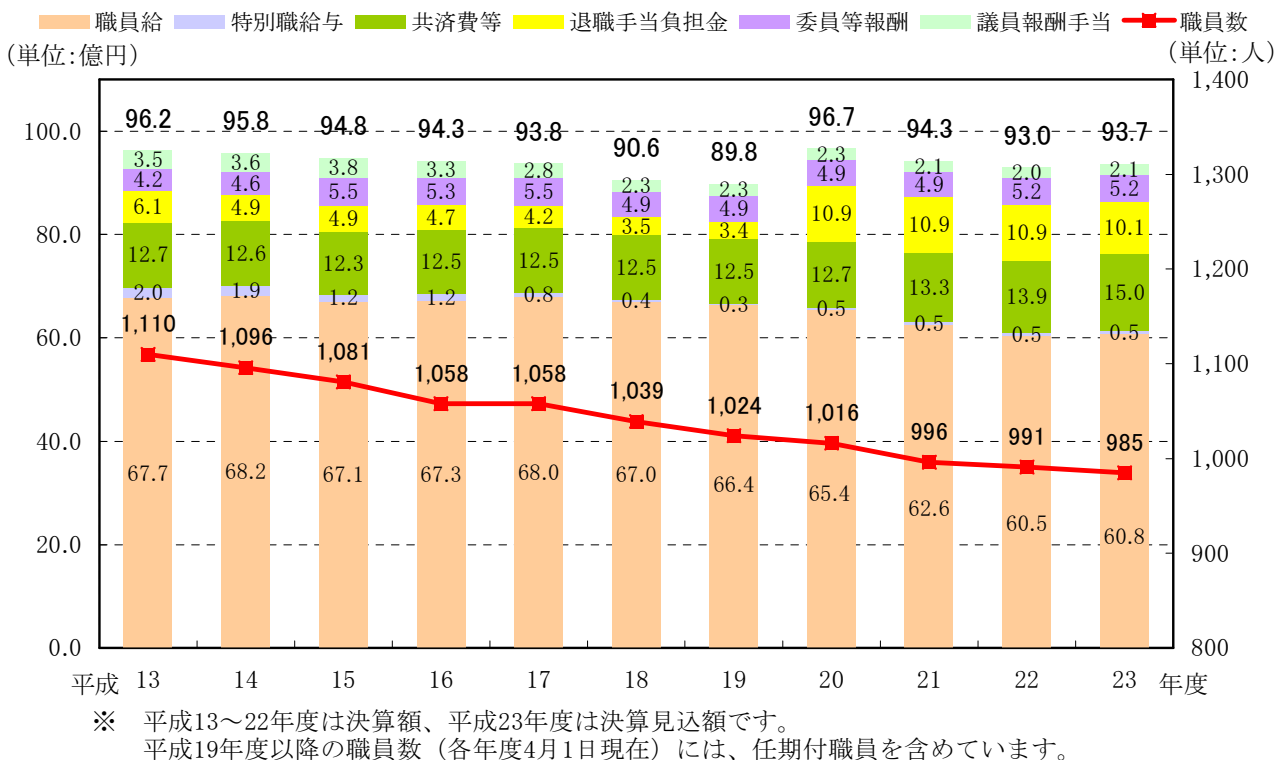
人件費は、10年間で2.5億円(▲2.6%)の減少となっています。

ア 職員給

普通会計の職員数は、10年間で125人(▲11.2%)の減少となったことにより、職員給は6.9億円(▲10.2%)の減少となっています。

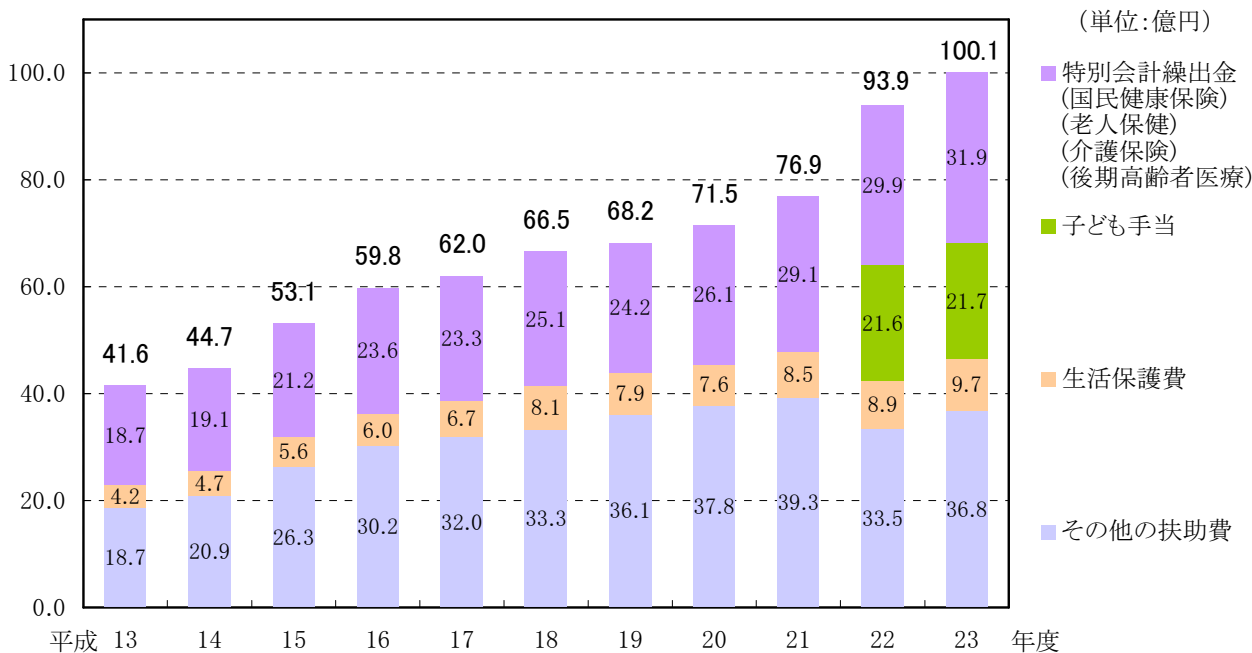
イ 退職手当負担金(退職手当を含む)

団塊世代の職員の大量退職等に伴い、10年前に比べ4億円(65.6%)の増加となっています。



(4) 社会保障関係費(扶助費+国民健康保険等特別会計繰出金)

社会経済情勢の悪化や高齢化の進行などにより社会保障関係費は10年間で58.5億円(140.6%)増加し、市財政を圧迫しつつあります。

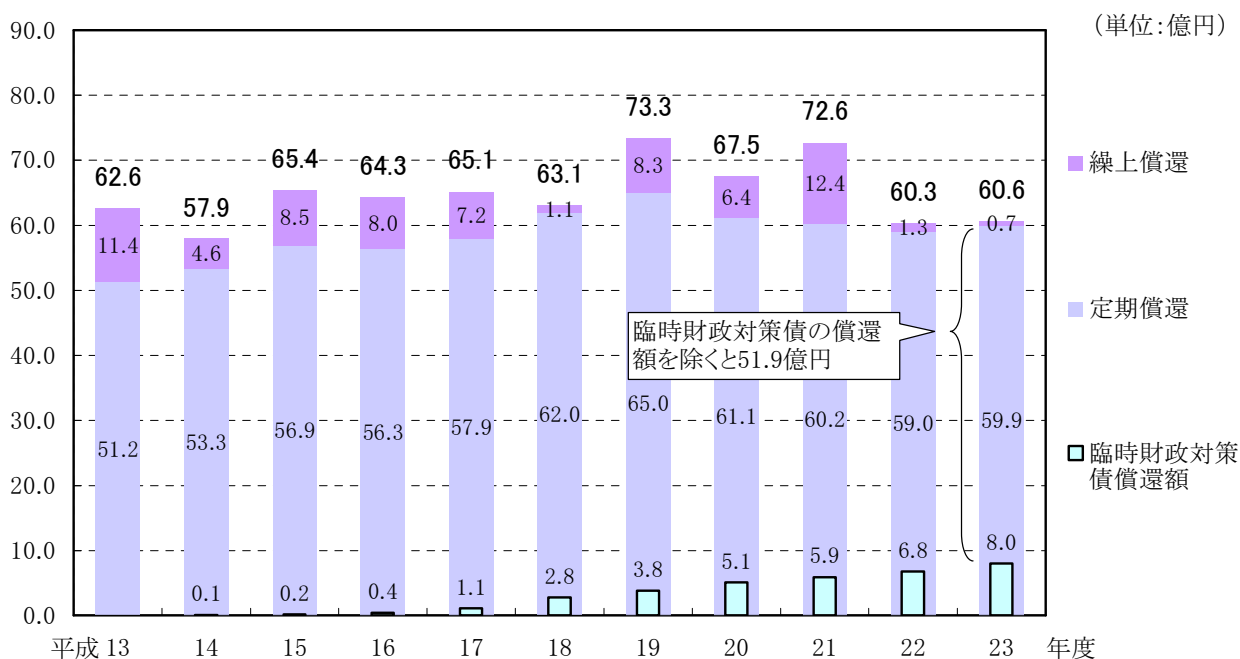


※ 平成13~22年度は決算額、平成23年度は決算見込額です。

(5) 公債費

公債費のうち平成23年度の定期償還は、ピーク時(平成19年度)に比べ5.1億円減少していますが、平成13年度から発行している臨時財政対策債の償還額が年々増加しています。

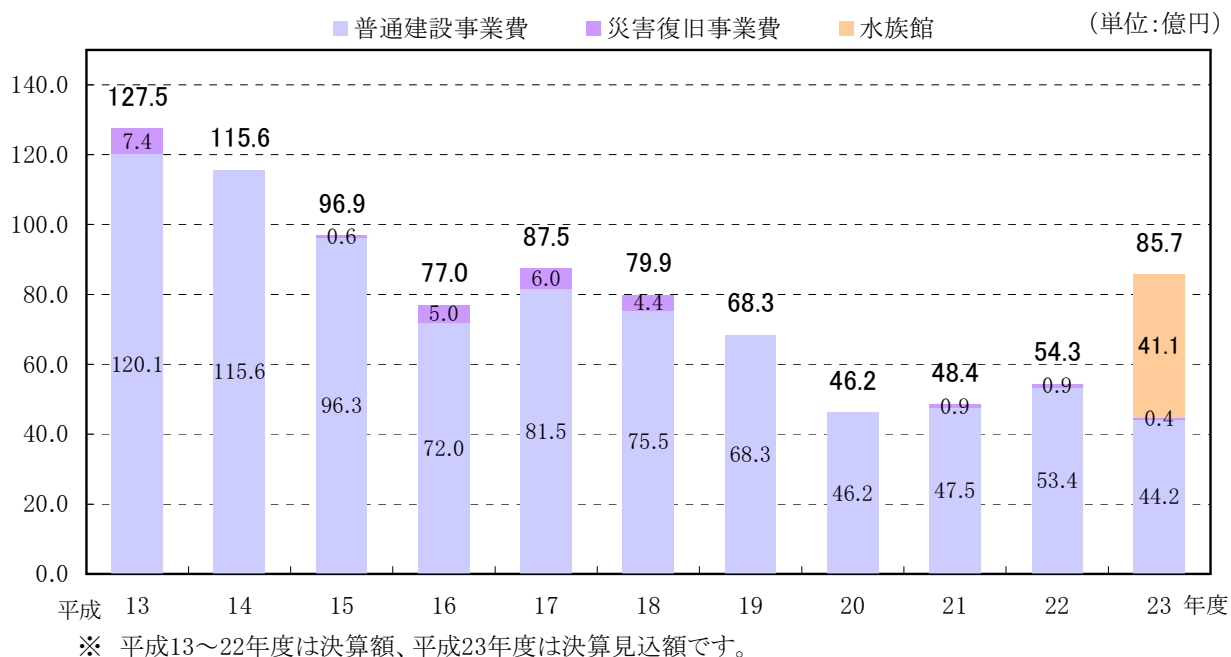
臨時財政対策債の償還額を除いて平成13年度の公債費と比べてみると、定期償還額が10年間で0.7億円増加しており、今後も引き続き、市債残高の抑制等に努めていかなければなりません。



※ 平成13~22年度は決算額、平成23年度は決算見込額です。

(6) 投資的経費(普通建設事業費+災害復旧事業費)

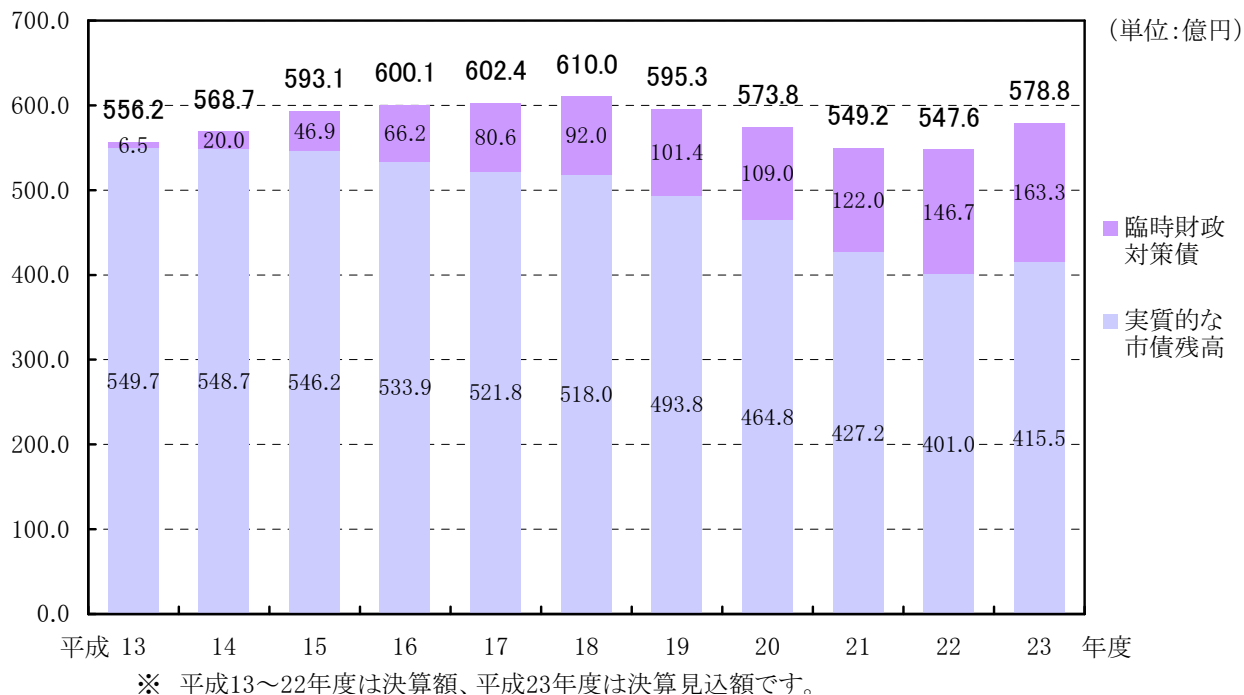
平成13年度の投資的経費と比べると、平成23年度は41.8億円(▲32.8%)減少しています。今後も、まちづくり推進に必要な建設事業は、計画的に実施していく必要があります。



(7) 財政指標

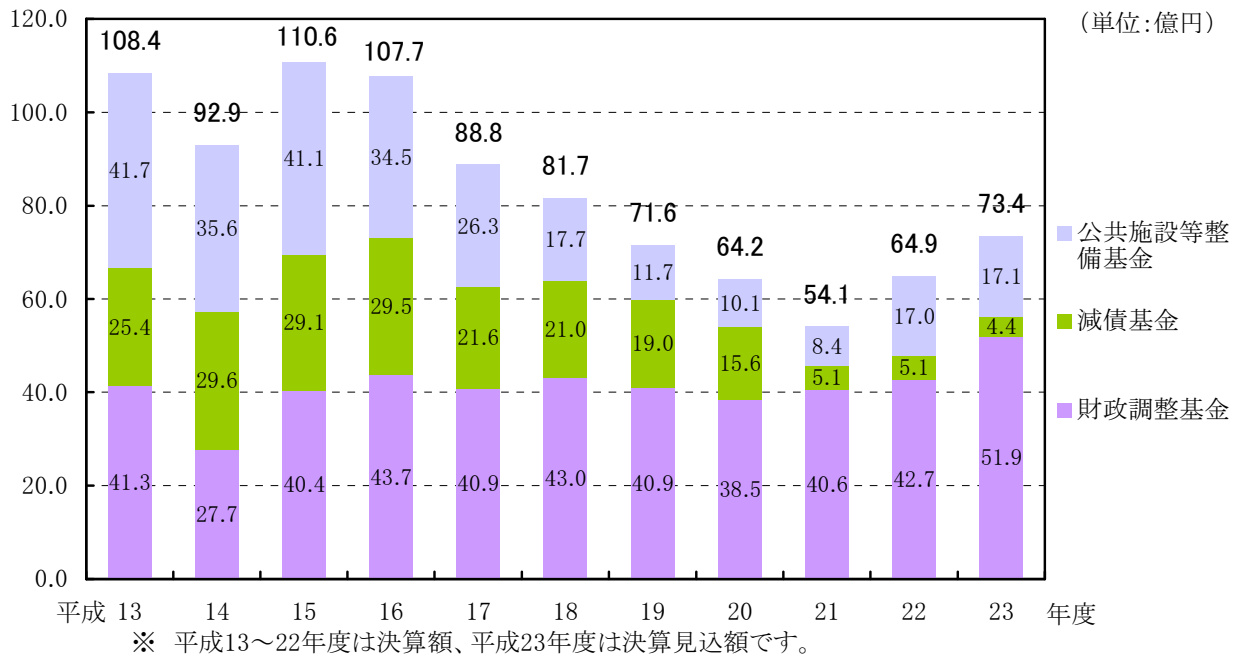
ア 市債残高

平成23年度の宮島水族館リニューアルによる借り入れにより市債残高は増加しましたが、臨時財政対策債を除く実質的な市債残高は10年前に比べると134.2億円減少しています。



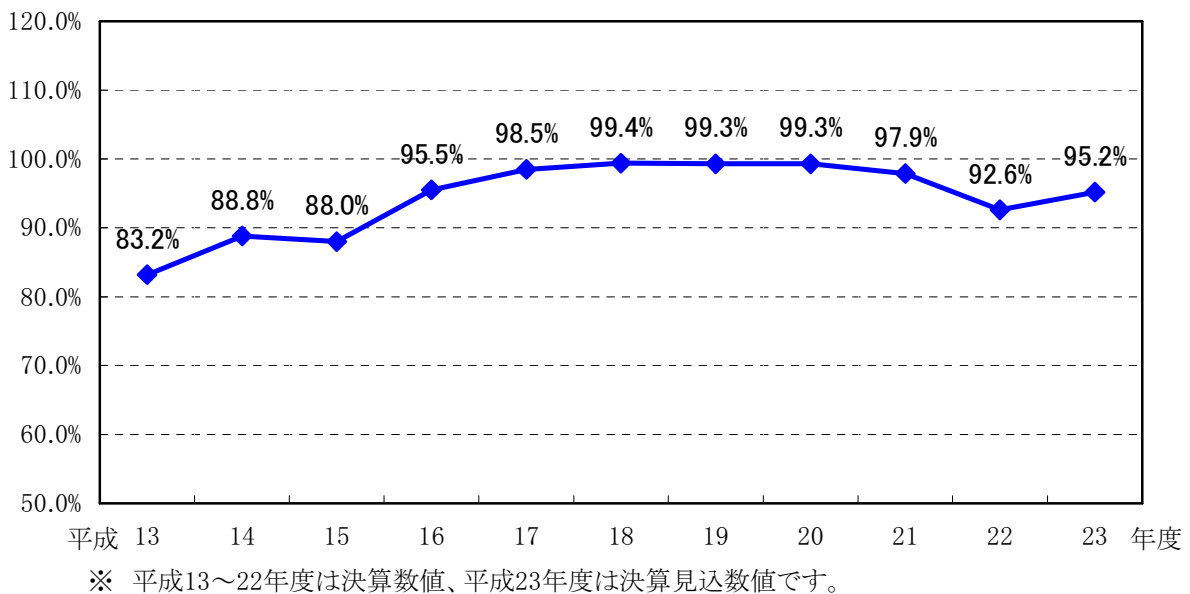
イ 基金残高

平成15年度をピークに基金残高は減少しましたが、中期財政運営方針の実施により、平成22年度以降、財政調整基金の残高は増加しています。



ウ 経常収支比率

国の三位一体改革や市町村合併により経常収支比率は増加し、ピーク時(平成18年度)には99.4%となりましたが、その後、中期財政運営方針の実施や国の地方財政対策などにより減少していますが、平成23年度は市税収入の減などにより95.2%となる見込みです。



4 今後の財政収支見通し

財政収支見通しについては、東日本大震災等の影響による景気の動向や、地方財政制度、医療・介護などの社会保障制度の動向など、景気や国の制度が不透明な面も多くある中、現在、見込まれる一定の条件の下で試算しました。

(1) 収支見通しの条件

- ア 期間 平成 24 年度～平成 27 年度（第 5 次総合計画の後期基本計画期間と整合）
 イ 対象とする会計 普通会計
 ウ 名目経済成長率 ゼロと仮定し試算

(2) 推計方法

各区分の推計方法は、下表の考え方で試算しました。

区 分		推 計 方 法
歳 入	市税	◇生産年齢人口の減少を考慮 ◇平成 24 年度の当初予算額をベースに試算 〈個人市民税〉 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度課税から年少扶養控除の廃止と特定扶養控除（16 歳以上 19 歳未満）の上乗せ部分の廃止を考慮 ・平成 25 年度から退職所得に係る 10%税額控除の廃止を考慮 ・平成 26 年度から均等割税率の特例（500 円加算）を考慮 〈法人市民税〉 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度から法人税率の引下げを考慮 〈固定資産税・都市計画税〉 <ul style="list-style-type: none"> ・土地：伸び率△2.0%で試算 ・家屋：評価替年（H24、H27）は減価率により、その他の年は過去の実績値により試算 〈市町村たばこ税〉 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度課税から、県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲を考慮 〈入湯税〉 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度からの税率改正を反映させて試算
	地方譲与税・交付金	◇平成 24 年度の当初予算額をベースに試算
	普通交付税	◇平成 24 年度の当初予算額をベースに、平成 25 年度からの合併算定替の段階的な減少も見込み試算 ◇平成 23 年 8 月 12 日閣議決定の「中期財政フレーム」に基づいた地方財政対策で試算（地方の一般財源総額が実質的に平成 23 年度の水準を下回らないよう確保する。）
	国・県支出金	◇事業費と連動

歳入	市債	◇臨時財政対策債：平成 24 年度の当初予算額をベースに、平成 25 年度からの合併算定替の段階的な減少も見込み試算 ◇事業債：普通建設事業費と連動
	その他	◇使用料・手数料：平成 24 年度の当初予算額をベースに試算

区 分		推 計 方 法
歳出	人件費	◇平成 24 年度当初予算額をベースに試算 ・職員数：H23. 4. 1 と同数で推移 ・給与改定：見込まない。
	扶助費	◇子どものための手当：平成 24 年度からの制度改正を反映した当初予算額をベースに試算 ◇その他（生活保護費等）：平成 24 年度当初予算額をベースに毎年 4. 2%の伸びで試算 〔平成 24 年度予算の概算要求組替え基準(H23. 9. 20 閣議決定)において、H24 の年金・医療等に係る経費は、H23(28. 7 兆円)から 1. 2 兆円ほど自然増加する見込み(伸び率：約 4. 2%)を準用〕
	公債費	◇既発行分：元利償還金を積上げ ◇新規発行分：普通建設事業費と連動
	物件費	◇現行の施設の維持管理経費や内部管理経費など、平成 24 年度当初予算額をベースに試算
	補助費等	◇工場設置奨励金等は見込みで積み上げ、その他は平成 24 年度当初予算額をベースに試算
	普通建設事業費	◇第 5 次総合計画の後期基本計画の事業費を積上げ
	繰出金	◇平成 24 年度の当初予算額をベースに試算
	その他	◇平成 24 年度の当初予算額をベースに試算

☆ 普通交付税と臨時財政対策債 合併算定替効果額の減少 (単位：億円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
1 次合併分	10. 6	10. 6	9. 5	7. 4	5. 3
2 次合併分	12. 9	12. 9	12. 9	12. 9	12. 9
効果額	23. 5	23. 5	22. 4	20. 3	18. 2

注) この表は、平成23年度の普通交付税の算定における「合併算定替」と「合併後1団体としての算定」の差(23.5億円)をもとに、合併算定替による効果額がどのように減少するかを試算したもので、推計年度ごとの交付税額とは一致しません。

(3) 財政収支見通し

平成24年度から平成27年度までの財政収支見通しは次表のとおりです。 (単位：百万円)

区 分	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
歳入	市税	15,855	15,560	15,098	15,118	15,114	14,769
	地方譲与税・交付金	1,874	1,816	1,750	1,750	1,750	1,750
	地方交付税	8,662	8,992	9,250	9,231	9,275	9,223
	国・県支出金	8,412	7,503	7,171	7,669	7,421	7,757
	市債	4,937	8,302	5,241	7,008	6,320	5,890
	事業債	1,959	6,038	2,512	4,288	3,617	3,204
	臨時財政対策債	2,978	2,264	2,729	2,720	2,703	2,686
	その他	3,513	4,505	3,858	3,354	3,312	3,309
	合 計 ①	43,253	46,678	42,368	44,130	43,192	42,698
	歳出	義務的経費	21,728	22,251	22,983	23,107	23,110
人件費		9,297	9,371	9,255	9,119	9,120	9,079
うち職員給		6,047	6,077	6,009	5,932	5,892	5,851
扶助費		6,399	6,823	7,178	7,280	7,389	7,505
公債費		6,032	6,057	6,550	6,708	6,601	6,235
普通建設事業費		5,433	8,573	4,664	6,573	5,511	5,152
物件費		6,094	6,948	6,945	6,752	6,753	6,752
補助費等		1,483	1,456	1,475	1,468	1,545	1,527
繰出金		4,971	5,247	5,617	5,613	5,637	5,710
その他		2,176	1,508	1,444	1,388	1,351	1,349
合 計 ②	41,885	45,983	43,128	44,901	43,907	43,309	
収支(歳入－歳出)①－②	1,368	695	△760	△771	△715	△611	
基金取り崩し額	0	0	760	771	715	611	
基金残高(年度末)	6,488	7,344	7,310	6,539	5,824	5,213	
市債残高(年度末)	54,764	57,876	57,302	58,428	58,969	59,461	

※ 基金は、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金の合計です。

平成23年度末基金残高は、前年度剰余金900百万円、減債基金取崩し▲72百万円、利子積立等28百万円を含んでいます。

平成24年度末基金残高は、前年度剰余金695百万円、利子積立等31百万円を含んでいます。

(参考：名目経済成長率を見込んだ場合)

平成23年8月12日に内閣府が作成した「経済財政の中長期試算」における経済シナリオのうち、慎重シナリオ(2020年度までの平均で名目経済成長率1%台後半の成長)を準用して試算しました。

(単位：百万円)

区 分	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
歳入	市税	15,855	15,560	15,098	15,313	15,414	15,222
	地方譲与税・交付金	1,874	1,816	1,750	1,795	1,815	1,855
	地方交付税	8,662	8,992	9,250	9,035	8,986	8,789
	その他	16,862	20,310	16,270	18,031	17,053	16,956
	歳入合計 ①	43,253	46,678	42,368	44,174	43,268	42,822
歳出合計 ②	41,885	45,983	43,128	44,901	43,907	43,309	
収支(歳入－歳出)①－②	1,368	695	△760	△727	△639	△487	

ア 歳入

- (ア) 市税は、平成23年度から平成27年度までの4年間で7.9億円の減少となります。
- (イ) 地方交付税は、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債に係る公債費(100%交付税措置)の増加に伴い増加しますが、合併算定替の縮減により平成27年度は減少します。

イ 歳出

- (ア) 人件費は、職員の新陳代謝等により4年間で2.9億円の減少となります。
- (イ) 扶助費は、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加に合わせ、4年間で6.8億円の増加となります。
- (ウ) 公債費は、臨時財政対策債償還額の増加に伴い平成25年度まで増加しますが、平成26年度以降は、過去に借り入れた事業の償還終了(廿日市衛生センターや峰高公園の整備に要した地方債など)により減少となります。
- (エ) 繰出金は、高齢化等により国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加により、4年間で4.6億円の増加となります。

ウ 収支

平成24年度から財源不足が生じ始め、平成27年度には6.1億円の財源不足となります。

(4) 財政運営上の課題

◆ 自主財源の確保

市税や地方交付税の減少などにより財源不足が生じるため、自主財源の確保対策が必要です。

◆ 財源配分の最適化

高齢化等による社会保障関係経費は年々増加しており、財政構造の改革を実施し、財源配分の最適化を図る必要があります。

◆ 市債残高の適正な管理

将来世代への過度な負担を残さないように、市債残高の適正な管理をしていくことが必要です。

5 中期財政運営方針 [平成 24 年度～平成 27 年度]

(1) 策定の目的

第 5 次総合計画の後期基本計画の着実な実行と、基礎自治体として将来的な行政需要にも的確に対応できる持続可能な財政基盤を構築していくために策定するものです。

(2) 計画期間

平成 24 年度～平成 27 年度

(3) 目 標

市税収入や地方交付税の減少が見込まれる中であっても、将来にわたって安定した財政運営ができるように、財政構造の改革に努めます。

(4) 財政構造改革の取り組み

地方交付税の合併算定替の段階的な減少を見据えた財政構造の改革に取り組みます。

ア 自主財源の確保

(7) 雇用や地域産業の活性化による税基盤の充実

雇用促進や産業振興等により地域産業を活性化し、税基盤の充実を図ります。

(イ) 市税収納率の向上

収納対策の強化を図るため、「収納対策アクションプラン」に基づき収納率を向上させ、市民負担の公平性を確保します。

(ウ) 未利用地売却の推進

合併により拡大した市域の中で、具体的な利用計画がない土地については、公募売払い等により積極的な売却に努めます。

(エ) 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、提供するサービスや施設維持管理経費に見合う適正な負担となるよう、概ね 3 年ごとに使用料・手数料を見直します。

(オ) 新たな収入確保対策の検討

行政財産の貸付けや資産の有効活用による新たな財源の確保と、廉価な広告枠の提供による地元企業等の振興に資するため、公共施設やホームページなどへの企業広告の掲載に引き続き取り組みます。

イ 財源配分の最適化

(7) 成果を重視した事務事業の見直し

限られた財源の中、市民の視点に立った効率的で質の高い行政サービスが提供できるようにするため、最少の経費で最大の効果が得られるように、PDCAマネジメントサイクルを活用して事務事業を見直します。

◆ 民間事業者等を活用した行政サービス提供の推進（「民間にできることは民間で」）

市民ニーズが高度化・多様化する中、サービス提供主体の検証を行い、行政が担わなくてもよいサービスについては廃止または民営化し、行政が担うべきサービスのうち直接提供すべきサービス以外のものは、民間事業者等（NPO法人など）による行政サービスの提供（民間委託、指定管理者制度、PFI手法など）を積極的に推進します。

◆ 扶助費の見直し

年々、増加傾向である扶助費について、市独自で行っている各種扶助制度は、目的、効果等を検証し、妥当性、必要性等の視点から見直します。

◆ 補助費等の見直し

各種団体の事業費や運営費に対する補助金については、その目的、意義、効果等を精査し、市民活動を停滞させることのないよう、真に必要性の高いものについて重点化を図るとともに、補助の役割が薄れたものについては見直し、終期の設定や廃止を行います。

◆ 内部管理コストの縮減

最少のコストでより良い行政サービスを提供するために、事務用品の節減の徹底化を図るとともに、事務手続きの簡素化、新電子文書管理システム等の情報通信技術の活用による事務の効率化・迅速化などにより、事務経費の一層の削減に努めます。

◆ 建設・維持管理コストの縮減

計画・設計、施工、維持管理に至る全プロセスにおいて、効率的な事業の実施に引き続き取り組み、建設・維持管理コストの縮減に努めます。

(4) 公共施設のマネジメント（適正な運営と配置）の推進

高度成長期に整備した多くの公共施設の維持補修費が、老朽化に伴い年々増加している中、公共施設のマネジメントを推進することで、地域ニーズに応じた効率的な施設運営（指定管理者制度の導入など）と、施設の統合や廃止を含む施設配置の最適化を図ります。

(ウ) 職員数の最適化等

事務事業を見直すことで行政が担うべき役割を見極めた上で、必要最小限の職員で市民サービスが提供できるように、職員数の最適化を図ります。

管理職による組織マネジメント力を高め、国の制度改正等による突発的な事務量の増加にも対応し、時間外勤務の縮減を図ります。

(エ) 特別会計への繰出金の抑制

◆ 公営企業の経営健全化

料金収入などの事業収入により事業を運営するという独立採算の原則に基づき、市民サービスの維持・向上に留意しながら、経営上の課題を明確にするとともに、各事業について策定している中期経営計画に基づき、自立した経営の確立に努めます。

◆ 基準外繰出金の抑制

独立採算の原則に立ち返り、事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組み、基準外繰出金を抑制します。

(オ) インセンティブ予算の導入検討

事業を行う際の工夫や新たな財源の確保により、予算の節減が認められる場合には、その節減額の一部又は全額を、節減を行った部局の翌年度以降の予算に上乘せするなど、各部局の努力が報われ、職員の節約意識が高まる仕組みの導入を検討します。

ウ 市債残高の適正な管理

(7) 公債費の抑制

少子高齢化が進む中、世代間負担の公平性を保つため、投資的事業の平準化や見直しによるコスト縮減に伴い、新たな借入を抑制し、将来的な公債費負担の軽減と市債残高の抑制を図ります。

(イ) 公的資金補償金免除繰上償還制度や剰余金の活用による繰上償還の実施

繰上償還の実施により、将来世代への過度な負担を軽減します。

(5) 改革による計画期間内の効果額

平成24年度から平成27年度までの4年間で取り組む財政構造改革による目標効果額は、次のとおりです。

(単位:億円)

区 分	取り組み項目	取り組みの内容	目標効果額 (H24~27)
自主財源の確保	税基盤の充実	◇第5次総合計画の着実な実行 雇用促進や地域産業の活性化	1.0
	市税収納率の向上	◇収納対策の強化 市税(現年分)の収納率を0.1%UP	0.8
	未利用地売却の推進	◇利用計画の無い土地等の売却	5.9
	受益者負担の適正化	◇使用料・手数料の見直し	0.1
	新たな収入確保対策の検討	◇行政財産の貸付け	0.1
	小 計		7.9
財源配分の最適化	成果重視の事務事業の見直し	◇民間事業者等を活用した行政サービスの提供 ◇補助費等の見直し ◇内部管理コストの縮減 ◇建設維持管理コストの縮減	2.8
	職員数の最適化等	◇職員数の削減 ◇時間外勤務手当の削減	5.7
	繰上償還の実施	◇公的資金補償金免除繰上償還制度を活用した繰上償還による利子の軽減	0.1
	小 計		8.6
合 計			16.5

(6) 改革後の財政収支見通し

財政構造改革後の平成24年度から平成27年度までの財政収支見通しは次表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分		平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳 入	市税	15,855	15,560	15,119	15,169	15,170	14,828
	地方譲与税・交付金	1,874	1,816	1,750	1,750	1,750	1,750
	地方交付税	8,662	8,992	9,250	9,230	9,273	9,219
	国・県支出金	8,412	7,503	7,139	7,633	7,388	7,737
	市債	4,937	8,302	5,144	6,908	6,213	5,827
	事業債	1,959	6,038	2,415	4,188	3,510	3,141
	臨時財政対策債	2,978	2,264	2,729	2,720	2,703	2,686
	その他	3,513	4,505	4,166	3,475	3,430	3,837
	合 計 ①	43,253	46,678	42,568	44,165	43,224	43,198
歳 出	義務的経費	21,728	22,251	23,038	22,969	22,901	22,932
	人件費	9,297	9,371	9,255	8,999	8,930	8,819
	うち職員給	6,047	6,077	6,009	5,833	5,744	5,654
	扶助費	6,399	6,823	7,178	7,280	7,389	7,505
	公債費	6,032	6,057	6,605	6,690	6,582	6,608
	普通建設事業費	5,433	8,573	4,503	6,407	5,343	5,050
	物件費	6,094	6,948	6,945	6,730	6,706	6,681
	補助費等	1,483	1,456	1,475	1,458	1,535	1,517
	繰出金	4,971	5,247	5,617	5,613	5,637	5,710
	その他	2,176	1,508	1,444	1,388	1,351	1,349
合 計 ②	41,885	45,983	43,022	44,565	43,473	43,239	
収支(歳入－歳出)①－②	1,368	695	△454	△400	△249	△41	
基金取り崩し額	0	0	454	400	249	41	
基金残高(年度末)	6,488	7,344	7,558	7,158	6,909	6,468	
市債残高(年度末)	54,764	57,876	57,147	58,173	58,607	58,636	

※ 基金は、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金の合計です。

平成23年度末基金残高は、前年度剰余金900百万円、減債基金取崩し▲72百万円、利子積立等28百万円を含んでいます。

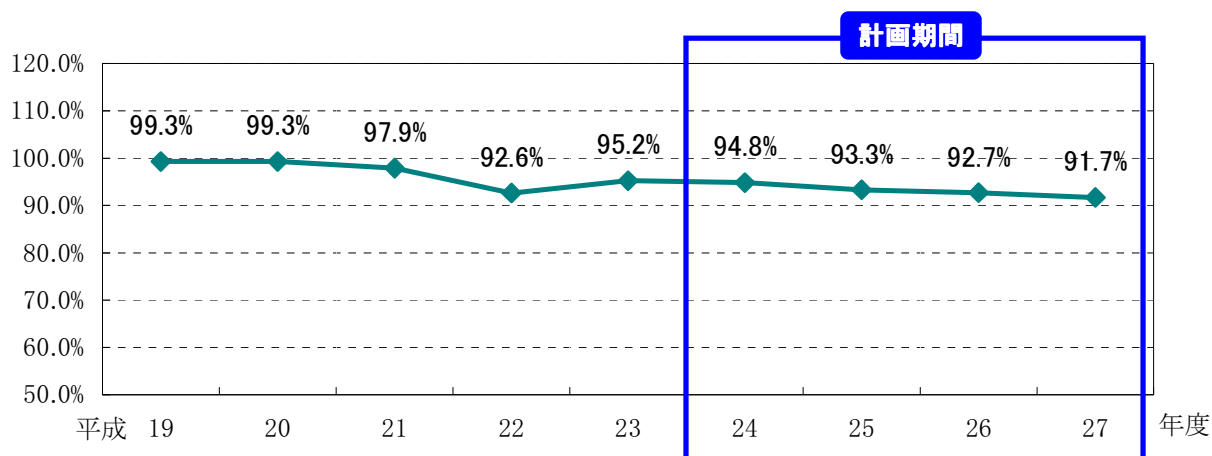
平成24年度末基金残高は、前年度剰余金695百万円、減債基金取崩し▲58百万円、利子積立等31百万円を含んでいます。

平成27年度末基金残高は、繰上償還のための基金取崩し▲400百万円を含んでいます。

(7) 財政指標(目標)

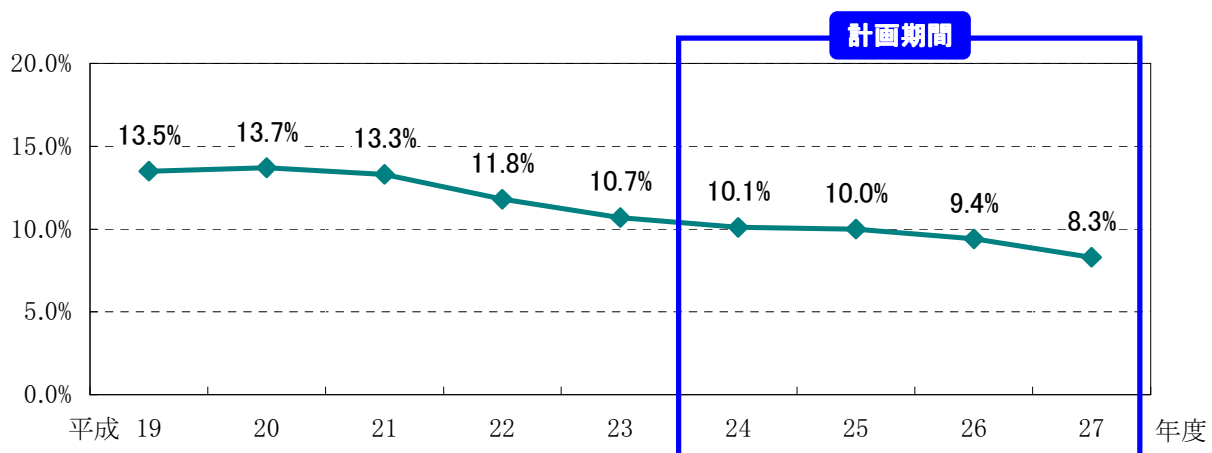
ア フロー指標

(7) 経常収支比率



※ 平成13～22年度は決算額、平成23年度は決算見込額、平成24～27年度は計画額です。

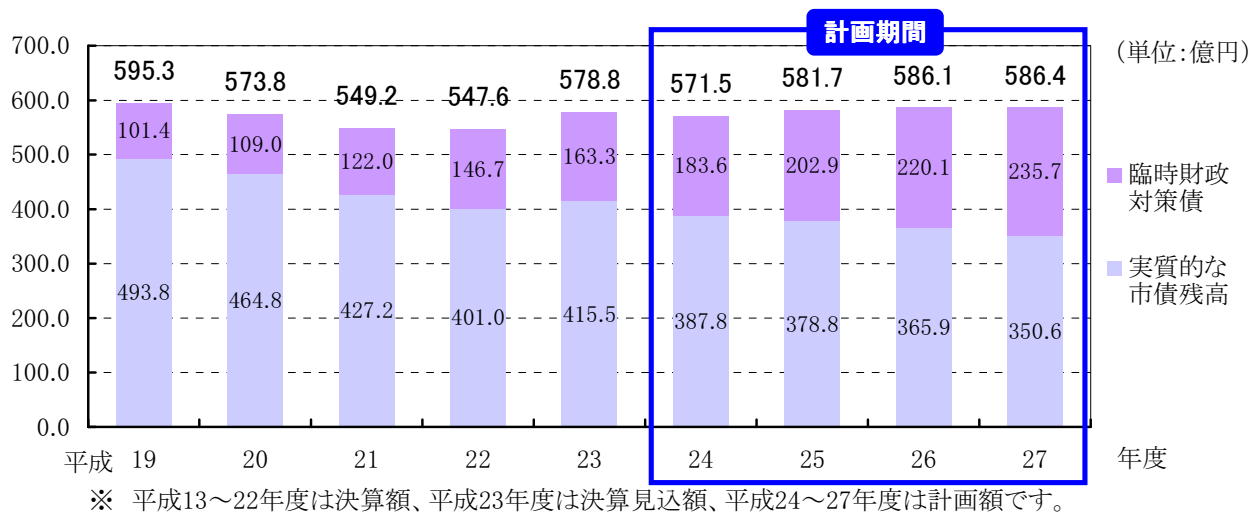
(4) 実質公債費比率 (健全化判断比率)



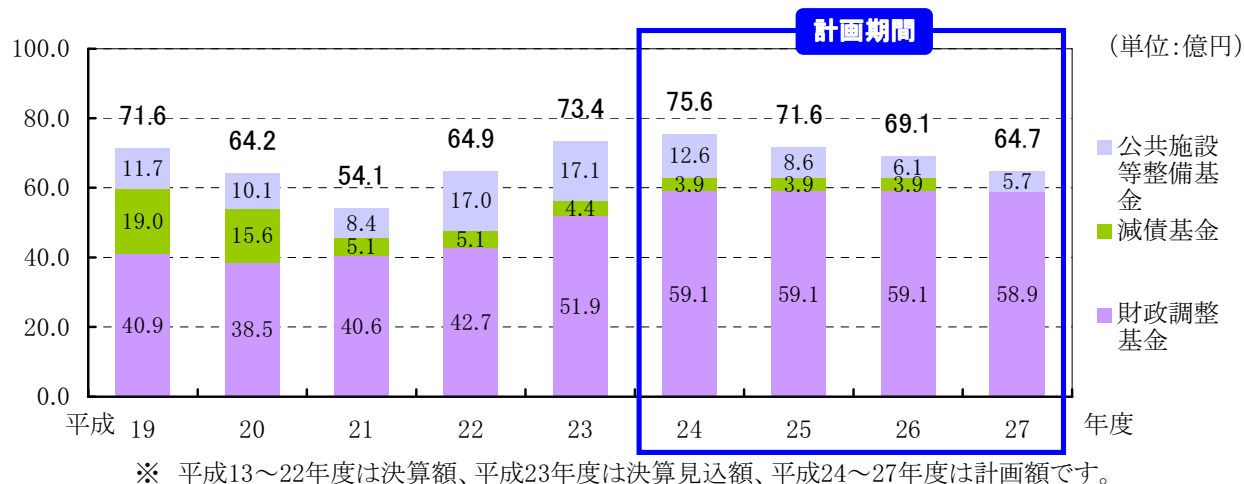
※ 平成13～22年度は決算額、平成23年度は決算見込額、平成24～27年度は計画額です。

イ ストック指標

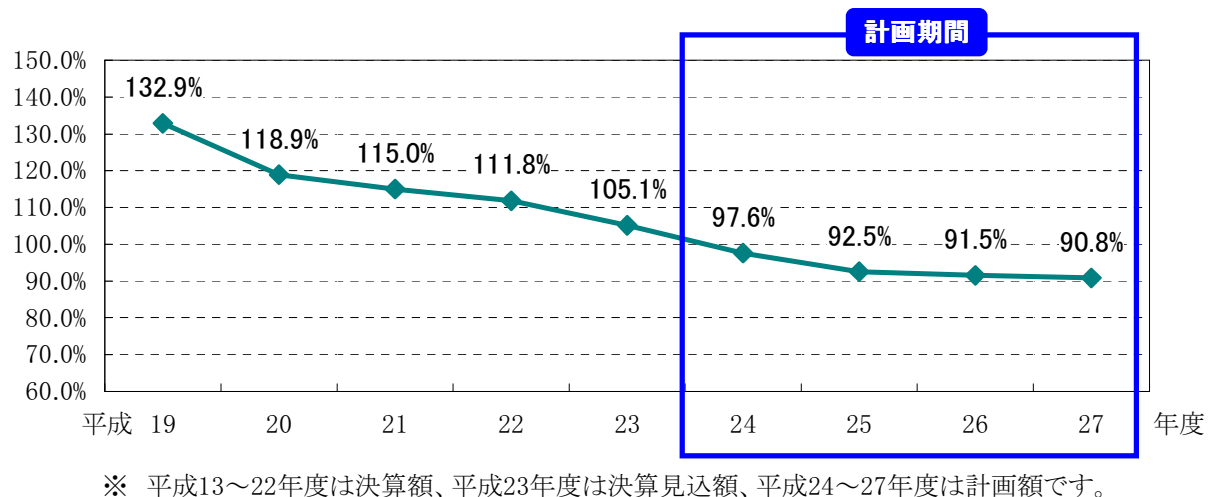
(7) 市債残高



(イ) 基金残高



(ウ) 将来負担比率 (健全化判断比率)



財 政 用 語 の 解 説

《あ行》

維持補修費

市が管理する公共用施設等を保全、維持するための経費です。

一般財源

市税や地方交付税、地方譲与税など、特定の目的に使用する財源（「特定財源」）ではなく、市が独自に用途を決められる財源です。

《か行》

合併特例債

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併市町村が合併後 10 年間に合併建設計画に基づいて行う事業又は基金の積立に充当できる特例的な市債で、充当率及び交付税措置が優遇されています。

- ・ 事業費への充当率：95%
- ・ 交付税措置：元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入

合併算定替

合併市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法のことです。

本市の場合は、合併後 10 か年度間は合併がなかったと仮定して毎年算定した普通交付税の額が保障され、続く 5 か年度間は激変緩和措置として普通交付税は段階的に減少し、その後は一つの市として普通交付税が算定されます。

基準外繰出金

地方公営事業に対する繰出金のうち、例えば、公共下水道事業の雨水処理に係る経費などその会計の収入をもって充てることが適当でない経費について、一般会計で負担するものを基準内繰出金と言い、それ以外の繰出金が基準外繰出金で、いわゆる赤字補てん的な繰出金です。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定したものです。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、また、施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定したものです。

義務的経費

支出が義務付けられ任意に削減しにくい経費で、人件費、扶助費及び公債費のことをいいます。この経費の比率が高いと財政の硬直化が進んでいるとされています。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費のことです。

経常収支比率

市税、地方交付税及び地方譲与税など経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費及び公債費など経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを見る指標であり、この率が高いほど臨時的な経費に充当できる一般財源が少なく、財政構造の弾力性が失われているということになります。

健全化判断比率

自治体財政の健全化を表すもので、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標があります。

減債基金

市債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置された基金です。

公債費

市債の元利償還金及び年度内の一時的な資金不足に対応するための一時借入金利子の合算額です。

公共施設等整備基金

道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業を行うための資金を積み立てる目的で設置された基金です。

《さ行》

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、財源に余裕のある年度に積立てをしておく必要があります。

財政力指数

地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標で、以下の計算式によって算出されます。この指数が高いほど財政力が強いことを表します。

財政力指数＝（基準財政収入額÷基準財政需要額）の過去3年間の平均値

歳入一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、主には市税、地方譲与税、地方交付税などがあります。

三位一体改革

平成16年度から18年度までに地方分権の推進を目的として行われた「国と地方の税財政改革」のことで、①国庫補助金を廃止・削減し、②その財源を国税から地方税へ移譲するとともに、③地

方交付税の総額を抑制したものです。

市債(地方債)

財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。また、地方債を起すことを起債といいます。

市税

市が課税権の主体であるものが市税です。本市では、市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税があります。

実質赤字比率

市税、普通交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を標準財政規模の額で除したものです。

実質公債費比率

市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模の額で除したものの過去3年間の平均値です。

指定管理者制度

住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方公共団体の指定を受けた法人その他の団体（指定管理者）が、公の施設の管理を行うことを可能とした制度です。

将来負担比率

市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除したものを、標準財政規模の額で除したものです。

人件費

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費で、一般職員給与、特別職給与、市議会議員その他委員等の報酬などのことです。

組織マネジメント

組織の使命を達成するため、人材育成や意識改革を行い、制度やしぐみを改善し、組織力と業務遂行力を高めていく活動です。

《た行》

地方交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、一定の基準により国が地方公共団体に対して交付するものです。

地方譲与税

国が国税として徴収し、一定の基準により地方公共団体に譲与する税で、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

《は行》

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、以下の計算式によって算出されます。

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

PDCAマネジメントサイクル

業務を Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の順に行い、最後の Act を次の PDCA サイクルにつなげ、継続的に業務改善し、効率よく業務を行うシステムのことです。

- ① Plan（計画策定、予算編成）：これまでの実績や将来の予測などをもとに目標を設定して業務計画を作成する。
- ② Do（予算執行）：計画に沿って業務を行う。
- ③ Check（決算、評価）：業務が計画に沿って実施されめざす成果が達成されているかどうかを確認する。
- ④ Action（改善）：成果が達成されて部分を調べて改善し、次のサイクルにつなげる。

PFI(Private Finance Initiative)手法

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営などを行う手法です。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活に困窮している人や障害のある人などに対して、その生活を維持するために支出される経費をいいます。

普通会計

各地方自治体の財政比較や統一的な掌握をする目的で用いられる会計区分で、「一般会計」と「公営事業会計を除く特別会計（本市の場合、一般会計に漁港管理、小規模下水道事業、工業団地下水道事業、墓地管理事業、港湾管理事業、市営住宅事業、宮島水族館事業及び廿日市駅北土地区画整理事業（公営企業分を除く。）の特別会計）」の合計です。

普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等を除く消費的性質（支出効果が支出年度又は極めて短期間で終わるもの。）の経費のことで、賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費などを言います。

補助費等

市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費で、講師謝金などの報償費や負担金・補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。

《ら行》

臨時財政対策債

地方の財源不足について、国と地方が折半で負担するというルールの下、その地方負担分について特例的に発行が許可される市債で、普通交付税の振替的な性格を有しており、その元利償還金については、後年度 100%交付税で措置されます。

類似団体数値

人口と産業構造の 2 要素の組み合わせによって、全国の都市を分類し、本市と同じ類型に分類された団体の平均数値です。

連結実質赤字比率

市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模の額で除したものです。